

○航空法第49条に基づく高さ制限（制限表面）について

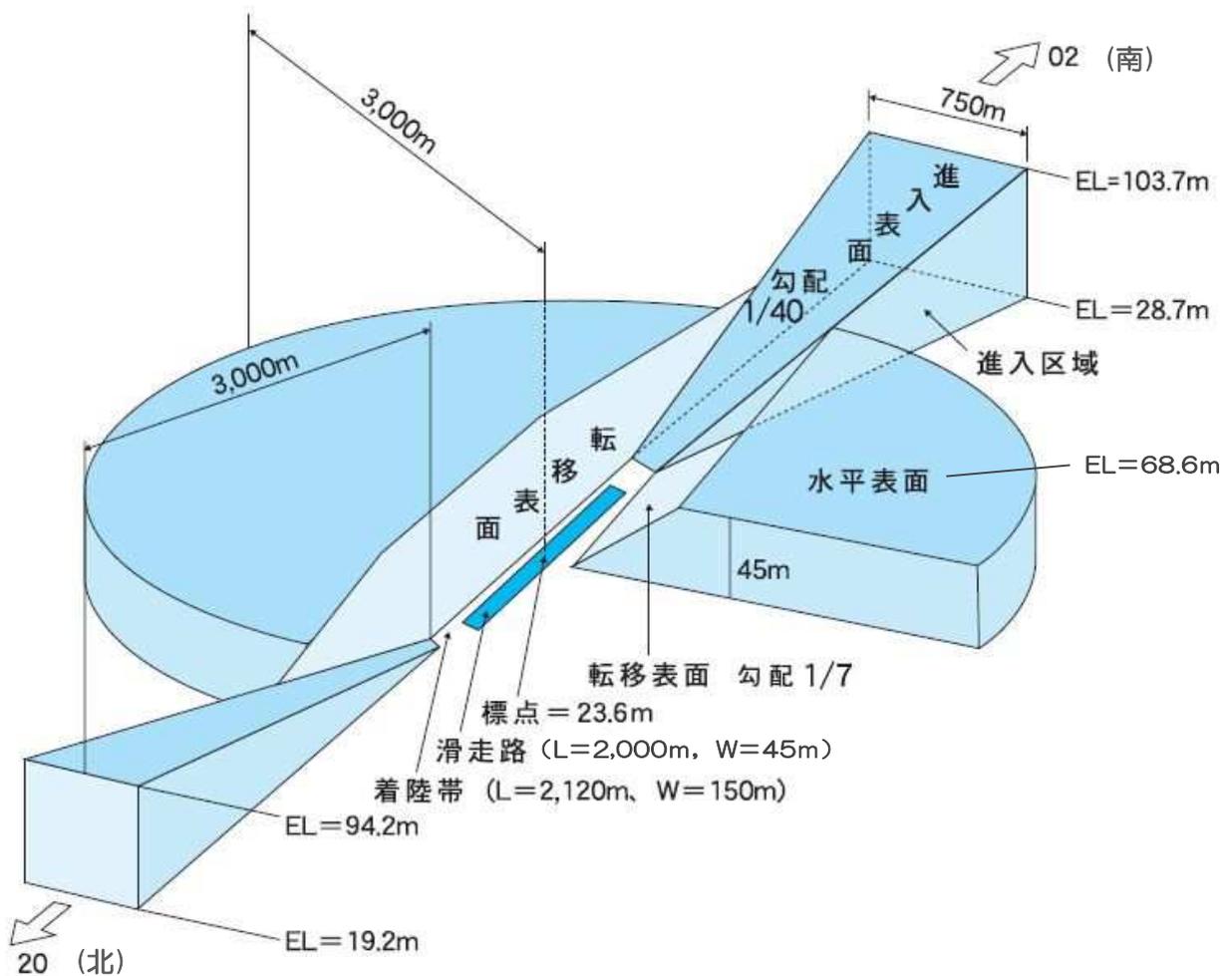
1. 制限表面について

航空機が安全に離着陸するため、空港周辺には高さを制限する表面が設けられており、この表面を「制限表面」といいます。制限表面を超える建物等の設置（クレーン作業等一時的なものを含む）は、航空法第49条により原則禁止されています。

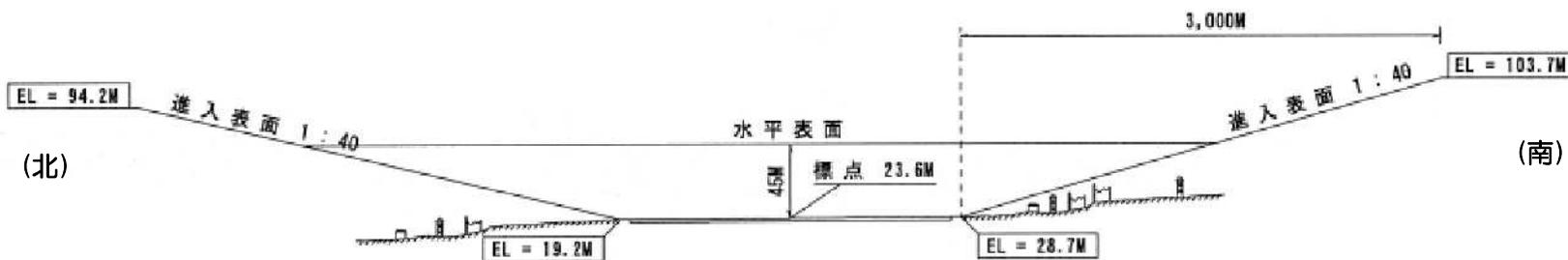
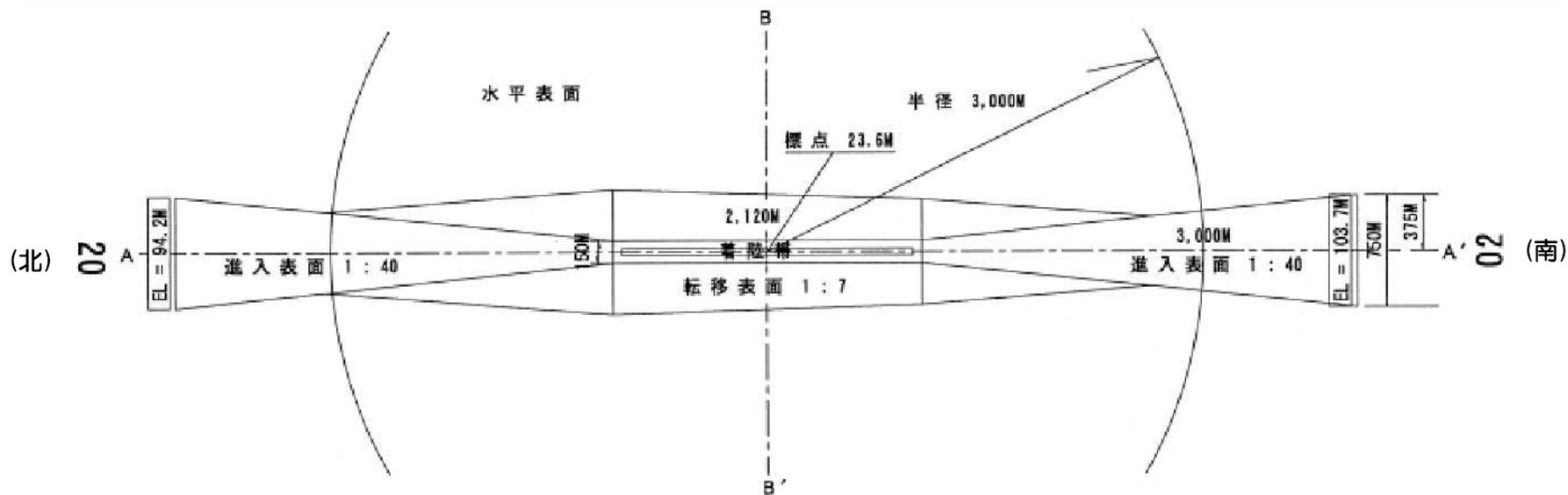
富山空港には、以下の3つの制限表面が設けられており、空港からの距離・方位により、制限される高さは異なります。

- 1) 進入表面…着陸帯短辺から南北 3,000m の方向へ 1/40 の勾配を有する面
- 2) 転移表面…着陸帯長辺から東西 315m の方向へ 1/7 の勾配を有する面
- 3) 水平表面…空港の標点から垂直上方 45m（海拔 68.6m）の点を中心に半径 3,000m の円で囲まれた面のうち、進入表面及び転移表面を除いたもの。

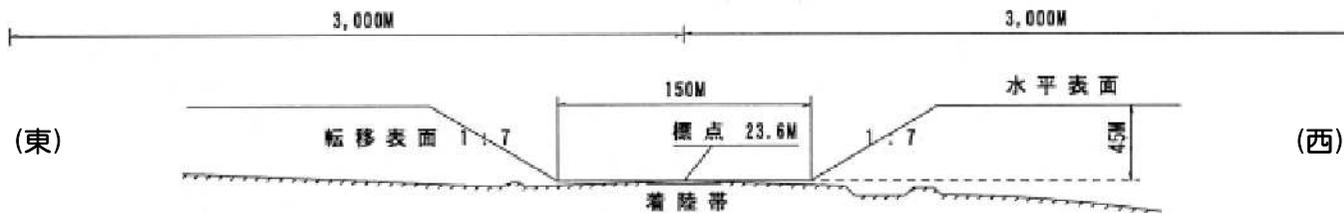
《富山空港制限表面立体図》



《制限表面断面図》



A - A' 断面



B - B' 断面

2. 制限表面に関するお問い合わせ

以下の書類を作成のうえ、富山空港管理事務所業務課へ FAX にて送付いただくか、直接当所へ持参（事前に電話にてご連絡ください）し、お問い合わせ願います。

《必要書類》

①照会文書（様式－1）

→次ページ（当所のホームページから word 様式をダウンロードできます）

②クレーン作業等実施場所の位置図（空港からの距離・方位がわかるもの）

③クレーン作業配置図（クレーンの作業高がわかるもの）

④クレーン作業工程表

【お問い合わせ先】

富山空港管理事務所 業務課

住所：富山市秋ヶ島 30

（富山空港ターミナルビル内3階）

TEL：076-495-3055

FAX：076-495-3064

(様式－1)

令和 年 月 日

富山県富山空港管理事務所長 殿

(照会者)住 所
氏 名
連絡先

航空法第49条に関する物件について(照会)

標記について、下記のとおり照会します。

記

1. 設置者の住所、氏名、連絡先
2. 物件の設置場所
3. 物件の用途及び構造
4. 物件の最高部(避雷針を含む。)の高さ
5. 設置場所の海拔
6. 物件の海拔
7. 物件の設置予定期間
8. 空港と物件の関係距離
9. その他必要事項

(記入例)

(様式-1)

〇〇年〇〇月〇〇日

富山県富山空港管理事務所長 殿

(照会者)住所 〇〇市〇〇 〇〇-〇
氏名 〇〇〇〇(株)
〇〇 〇〇
連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇

航空法第49条に関する物件について(照会)

標記について、下記のとおり照会します。

記

1. 設置者の住所、氏名、連絡先

〇〇市〇〇 〇〇-〇
〇〇〇〇(株) 〇〇 〇〇 連絡先〇〇〇-〇〇〇〇

2. 物件の設置場所

〇〇市〇〇 〇〇〇

3. 物件の用途及び構造

倉庫 鉄骨組立クレーン作業

4. 物件の最高部(避雷針を含む。)の高さ

18m(地上)

5. 設置場所の海拔

20.8m(海拔)
北緯36° 〇〇' 〇〇" 東経137° 〇〇' 〇〇" (世界測地系)

6. 物件の海拔

38.8m(海拔)

7. 物件の設置予定期間

〇〇年〇〇月〇〇日 8:00~17:00

(別紙可)

8. 空港と物件の関係距離

(空港管理事務所にて記入)

9. その他必要事項

クレーン先端に赤旗を設置します。
(夜間に作業を実施する場合には、赤色の灯火が必要です。)